

## 特別児童扶養手当等の認定(眼の障害)に関する専門家会合 開催要綱

### 1 趣旨

特別児童扶養手当、特別障害者手当及び障害児福祉手当(以下「特別児童扶養手当等」という。)の認定基準については、障害年金の認定基準と同程度としている。

今般、障害年金の認定基準のうち、眼の認定基準について、身体障害者手帳(視覚障害)の認定基準の見直し内容等を踏まえ、改正を行うこととなったため、特別児童扶養手当等の認定基準の改正について検討が必要となった。

そのため、社会・援護局障害保健福祉部長が眼の障害に関する専門家の参集を求め、「特別児童扶養手当等の認定(眼の障害)に関する専門家会合」(以下「専門家会合」という。)を開催する。

### 2 検討事項

- (1) 眼の障害に関する障害認定基準の見直し(視力障害、視野障害)
- (2) 眼の障害用の診断書様式の見直し
- (3) その他

### 3 構成

- (1) 専門家会合の構成員は、別紙に掲げるものとする。
- (2) 専門家会合は、眼の障害に関する医療の専門家5名で構成し、座長は構成員の互選により選出するものとする。
- (3) 座長は、必要に応じて関係者等に出席を求め、意見を聴取することができるものとする。

### 4 運営

- (1) 事務局は、社会・援護局障害保健福祉部企画課において行う。
- (2) 専門家会合は、対象となる患者が特定されるなど、個人情報保護の観点から特別な配慮が必要と認められる場合等を除き、公開する。
- (3) この要綱に定めるもののほか、専門家会合の運営に必要な事項については、専門家会合において定める。

(別紙)

「特別児童扶養手当等の認定(眼の障害)に関する専門家会合」構成員名簿

氏名	所属及び役職
そとぞの ちえ 外園 千恵	京都府立医科大学眼科教室 教授
にしな さちこ 仁科 幸子	国立成育医療研究センター 眼科診療部長
ふじかど たかし 不二門 尚	大阪大学大学院生命機能研究科 特任教授
まつもと ちょうた 松本 長太	近畿大学医学部眼科学教室 教授
やまもと しゅういち 山本 修一	独立行政法人地域医療機能推進機構 病院支援担当理事

(敬称略:五十音順)